

PRESS RELEASE

PRESS RELEASE

追加報告

地球温暖化対策推進法・大口排出事業者の排出算定・報告・公表制度による

第1回報告データ(2006年度)の36非開示事業所についての分析

気候ネットワーク代表 浅岡美恵

第1回報告では、14224の特定事業所中、36の事業所が非開示

地球温暖化対策推進法による第1回公表(2006年度分。2008年4月28日公表)では、工場・発電所など14,224事業所のうち、36事業所(14事業者)は、同法21条の3により権利利益を害するおそれがあるとして経済産業大臣に非開示の請求をして開示を拒否し、経済産業大臣はこれを認めて非開示とした。うち、3事業者(住友金属直江津、日新ガルバ、日新総合建材)は、会社全体の排出量も公表されていない。

これらの36事業所のうち33事業所(12事業者)が鉄鋼業とその子会社であり、3事業所(2事業者)が化学工業である。また、系列会社グループでまとめると、わずか4グループの意向であったことがわかる。

36事業所のうち11事業所については、排出量の把握が可能だった(但し間接排出量)

ケースその1:自治体条例で開示

うち、下記6事業所については、自治体条例で開示されていた。

- ・ 5 新日本製鐵建材事業部堺製鉄所(大阪府条例・2006年度)
 - ・ 19 日新製鋼呉製鉄所(広島県条例・2006年度)
 - ・ 20 日新製鋼堺製造所
 - ・ 22 日新製鋼大阪製造所
 - ・ 32 東ソー四日市事業所(三重県条例・2005年度)
 - ・ 35 JFE コンテナ工場(大阪府条例・2006年度)
- } 合計値が公表(大阪府条例・2006年度)

ケースその2:公表データ等から逆算

自治体条例による上記6事業所のデータ及び今回の公表データ等から、残り30事業所のうち、5事業所について、排出量を逆算できた。

1事業所については、業種合計値から逆算

- ・ 34 宇部アンモニア工業

4事業所については、自治体条例の開示データから逆算

- ・ 9 JFE スチール西日本製鉄所福山地区

- ・ 11 JFE スチール東日本製鉄所京浜地区
- ・ 33 東ソー南陽事業所（但し、2005 年度）
- ・ 36 JFE コンテナ川崎工場

その他の推計により明らかになったこと

さらに気候ネットワークでは、残る 25 事業所についても、独自に排出量推計を行った（詳細は別紙）。その結果、次のことが明らかになった

- (1) 非開示事業所の中には、日本全体の上位 100 位以内にある事業所が 17 もあり、排出量が極めて大きいところが多数含まれることが改めて明らかになった。
- (2) 日本の総排出量の上位 10 位を占める事業所のうち、7 事業所が高炉製鉄所、3 事業所が石炭火力発電所であることが明らかとなった。
- (3) 他方で、非開示事業所のうち省エネ法第 2 種指定事業場（原油換算 1500kl、CO₂ 約 3000 トン）にあたるところが 4 事業所あり、排出量が 11 万トン以下の事業所が 14 事業所もあった。これらの事業所は排出量が小さいにもかかわらず非開示としたのは、主要 4 鉄鋼事業者の系列会社としての姿勢によるものと考えられる。

国の非開示決定に決定的な問題。制度改正の必要性

事業所ごと、温室効果ガスごとの排出量の報告・公表の本制度は地球温暖化対策推進のための情報基盤の整備のために必要として導入された制度であり、当該事業所の主観的な判断で非開示とされることがあってはならない。しかしながら、今回の公表で 36 事業所が非開示とされたことは、当該事業所が地球温暖化対策推進法第 21 条の 3 により権利利益を害する恐れがあるとして非開示とするよう求め、経済産業大臣がこれをそのまま認容した結果というほかない。

とりわけ、自治体条例など他の制度で開示されている情報が非開示とされていたことは重大である。2007 年 4 月 2 日付「地球温暖化対策の推進に関する法律第 21 条の 3 における権利利益が害されるおそれの有無の判断に係る審査基準について（2007.4.20 環境省報道発表資料）」（内閣総理大臣及び各省大臣の連名による）においても、「報告に係る温室効果ガス算定排出量の情報が通常一般に入手可能な状態にある場合には、又は通常一般に入手可能な情報から当該報告に係る温室効果ガス算定排出量の情報を容易に推測可能な場合には、「公にされることにより、権利利益が害されるおそれ」がないものと判断される。」とされており、当該事業所及び経済産業省の今回の非開示の判断に合理性がないことを示す証左といえる。

このようなずさんな判断により、特に日本の排出に最も大きな影響があると考えられる鉄鋼を中心とした排出実態が明らかにされず、本制度の初回報告の意義が大きく減殺されることとなったことは残念である。このことは、現行推進法による公表制度そのものに欠陥があり、また今般の経済産業大臣の非開示請求認容判断の不当性を示すものである。

同法の本制度にかかる規定は、公開を原則とし、情報公開法に則したものに改めるべきである。

本報告（全 9 ページ）は、気候ネットワークホームページよりご覧ください。

【お問合せ先】気候ネットワーク（東京事務所） 担当：平田
〒102-0083 東京都千代田区麹町 2-7-3 半蔵門ウッドフィールド 2F
TEL 03-3263-9210、FAX 03-3263-9463 E-Mail：tokyo@kikonet.org
URL：http://www.kikonet.org/